官

第一項に規定する発達障害者支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれ する福祉に関する事務所、発達障害者支援法 (平成十六年法律第百六十七号) 第十四条 障害者更生相談所、社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第十四条第一項に規定 に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的

- iii る地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 健施設 (以下「介護老人保健施設」という。)、同法第百十五条の三十九第一項に規定す 第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施 る法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法 (昭和二十五年法律 る老人福祉施設 (以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関す 障害者支援施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定す 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第二十五項に規定する介護老人保
- 項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者雇用支援セ る施設の従業者又はこれに準ずる者 ンター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センター その他これらに準ず 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年法律第百二十三号) 第十九条第
- びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。) ために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並 る者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行う 療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当す 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第六十三条第三項に規定する病院若しくは診 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者
- b に係る業務 (以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間 その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育 常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに 規定する保育士、児童福祉施設最低基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) 第四十三条 るもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行う 各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 ために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に 「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日 (平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下 ⅰから∨までに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当す
- i ものその他これらに準ずる施設の従業者 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条第二項第四号に規定する療養病床に係る 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって
- ii その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業
- iii 条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、 同法第八十九
- iv 九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十
- 援の業務に従事した期間 bのiから∨までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

- 摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健 福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん **医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法**
- a 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働けたものであって、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受 る知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって別表第一に定める内容 介護に関する分野のサービス管理責任者研修 (指定障害福祉サービス等の質の確保に関す
- 研修 (講義部分)」という。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受け者初任者研修のうち別表第二に定める内容のみを行う研修 (以下「相談支援従事者初任者 省告示第五百四十九号。以下「相談支援事業従事者基準」という。)に定める相談支援従事 た者 (以下「相談支援従事者初任者研修 (講義部分) 修了者」という。)であること。 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成十八年厚生労働
- 定都市 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定 b この告示の適用の日 (以下「適用日」という。)前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指 第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関す 都市をいう。)の市長が行った相談支援の業務に関する研修 (相談支援事業従事者基準別表 者ケアマネジメント研修修了者」という。)であること。 該科目の講義を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「旧障害 る講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了し、かつ適用日前又は適用日後に当
- 児童デイサービス(及び二の要件を満たす者であること。
- 実務経験者であること。
- ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者』 児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証
- (3)共同生活援助 (一及び二の要件を満たす者であること。 第十九号。以下「規則」という。)第六条の六第二号に規定する自立訓練 (生活訓練)をいう。)、 共同生活介護、自立訓練 (生活訓練)障害者自立支援法施行規則 (平成十八年厚生労働省令
- 実務経験者であること。
- 者研修 (講義部分) 修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する 者であること。 了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任 知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修
- 及び二の要件を満たす者であること。 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。) **(**→**)**
- 実務経験者であること。
- う。)又は就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。) (就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をい部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義 身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研
- (5) → 足务系を対すること。 及び□の要件を満たす者であること。
- 実務経験者であること。
- 明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者〕 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証 ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。
- (6)等をいう。以下同じ。)又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福 祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること 施設入所支援 指定障害者支援施設等 (法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設